

建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により、 〔 建築物 〕 の 〔 新築 改築 用途の変更 新設 〕 の協議を申出ます。	
年 月 日	
福 山 市 長 様	
協議申出者 住所 名前	
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	所在 福山市 地番 地目 面積 平方メートル
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 協議成立に付した条件	
※ 協議成立番号	年 月 日 第 号

備考 1 協議申出者が法人である場合においては、名前は、その法人の名称及び代表者の名前を記載すること。
 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
 4 用紙の大きさは日本工業規格A列4とする。

建築等協議成立通知書

第 号

住所
名前

****年(令和**年)**月**日付けで申出の建築物の新築については、次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第3項の規定による協議が成立したことを通知します。

****(令和**年)**月**日

福山市長 枝 広 直 幹

1 協議成立の内容

別紙添付図書のとおり

2 協議成立の条件

この協議成立に係る建築物は、協議成立の日から起算して3年以内に建築すること。